

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本入札に係る落札決定及び契約締結は、当該契約に係る令和 8 年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とします。

令和 8 年 1 月 2 9 日

分任支出負担行為担当官
東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所長
渡辺 英樹

1 調達内容

- (1) 件 名 令和 8 年度東北農政局秋田県内官用自動車の点検等業務単価契約
- (2) 仕 様 別紙仕様書による
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所 受注者の自動車分解整備事業場等
- (5) 入札方法

入札書には、仕様書に示す予定数量に対する総価を記載するものとする。

なお、仕様書に示す点検項目ごとの単価を記載した内訳書を添付するものとする。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険料にあっては加算しない。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載するものとする。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 7・8・9 年度全省庁統一資格「役務の提供等」で営業品目「車両整備」に登録しており「A 等級」、「B 等級」、「C 等級」又は「D 等級」に格付けされている東北地域の競争参加有資格者であること。
- (4) 東北農政局長から東北農政局物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成 26 年 10 月 1 日付け 26 北総第 437 号東北農政局長通知）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札等の日時、場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、必要書類の提出場所及び問合せ先
〒010-0951 秋田県秋田市山王七丁目 1-3（秋田合同庁舎）
東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所庶務課経理第 1 係
電話 018-823-7801（内線番号 15） 電子メール teishutsusakinish520@maff.go.jp
- (2) 入札説明書の交付期間及び方法
令和 8 年 1 月 29 日（木）から 2 月 13 日（金）まで（行政機関の休日に関する法

律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間、3 (1)に掲げる場所にて交付を行う。

または、調達ポータル「調達情報の検索」にて、必要な情報を入力又は選択し本案件を検索の上、「入札説明書」をダウンロードすること。

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>

(3) 提案書等の提出期限

令和 8 年 2 月 16 日（月）正午までに電子調達システムにより提出すること。

なお、電子調達システムにより難しい場合は、3 (1)に掲げる担当部局まで電子メール、持参もしくは郵送等（書留郵便又は「民間事業者による信書の送達に関する法律」

（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便のうち、引き受け及び配達記録をした信書便）（以下「郵送等」という。）により提出すること。

(4) 入札書の受領期限及び提出場所

ア 電子調達システムによる入札書の締め切り

令和 8 年 2 月 27 日（金）午前 10 時 30 分

イ 紙入札方式により持参する入札書の受領期限及び提出場所

受領期限：3 (4)アに同じ

提出場所：3 (1)に同じ

ウ 郵送等による入札書の受領期限及び提出場所

受領期限：令和 8 年 2 月 26 日（木）午後 5 時

提出場所：3 (1)に同じ

(5) 開札の日時及び場所

令和 8 年 2 月 27 日（金）午前 11 時

東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所入札室

4 入札者に要求される事項

(1) 本入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す競争参加に必要な書類を令和 8 年 2 月 16 日（月）正午までに提出しなければならない。

(2) 入札説明書に基づいて作成した書類を分任支出負担行為担当官が審査し、仕様を満たしていないと判断した者は入札に参加させないものとする。

5 電子調達システムの利用

本件は、電子調達システムを利用し、競争参加資格の確認のための証明書等の提出及び入札手続を実施するが、電子調達システムにより難しい場合は、紙入札参加届出書を提出するものとする。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金及び契約保証金は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

本入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す競争参加に必要な書類を 3 (3)に掲げる期限までに提出しなければならないものとし、開札日の前日までの間において分任支出負担行為担当官から提出された書類について説明を求められた場合は、それに応じなければならない。その際、説明の義務を履行しない者は落札決定の対象としない。

(4) 入札の無効

本入札公告に示した競争参加資格のない者の入札、提案書等に虚偽の記載をした者の入札、入札に関する条件に違反した入札及び東北農政局競争契約入札心得（平成28年4月1日付け27北総第972号東北農政局長通知）第4条の3の規定に違反した者の入札は、無効とする。

- (5) 契約に当たっては、契約書を作成するものとする。なお、本件の契約は、入札説明書に示す契約担当官等と個別契約する。

- (6) 落札者の決定方法

本入札公告及び入札説明書で示す競争参加に必要な書類を提出した者であって、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) 入札手続における交渉は、認めない。

- (8) 発注者綱紀保持対策について

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）第10条及び第11条にのっとり、第三者から不当な働き掛けを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方氏名及び働き掛けの内容）を記録し、同規程第9条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働き掛けと認められた場合には、当該委員会を設置している機関においてホームページにより公表する。

発注者綱紀保持対策の詳細は、当省のホームページ

(<https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/kitei.pdf>) による。

(不当な働き掛け)

- ① 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- ② 指名競争入札において自ら指名すること又は他者を指名しないことの依頼
- ③ 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
- ④ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
- ⑤ 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
- ⑥ 公表前における発注予定に関する情報聴取
- ⑦ 公表前における入札参加者に関する情報聴取
- ⑧ その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

- (9) 詳細は、入札説明書による。

◇お知らせ

東北農政局調達情報メールマガジン（物品・役務）の配信について

物品・役務の一般競争入札公告及び企画競争、公募の公示の新着情報をメールマガジンで配信しています。

メールマガジンの登録は、右の二次元バーコード（農林水産省ホームページ
<https://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html>）から行ってください。

